

安全の手引き

在モーリタニア日本国大使館

平成31年1月

目次

第1章 はじめに

第2章 防犯の手引き

- 1 安全対策の基本的心構え
- 2 治安情勢(最近の事件発生状況)
- 3 安全対策(防犯のための具体的注意事項)
- 4 交通事情と事故対策
- 5 テロ・誘拐対策
- 6 緊急連絡先

第3章 在留邦人用緊急事態マニュアル

- 1 平素の心構え・準備
- 2 緊急時の行動等

第4章 おわりに

第1章 はじめに

海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、「自らの安全は自ら確保する」ことが重要です。本手引きでは、海外生活を送るうえで留意が必要な諸事項をとりまとめました。

安全確保のためには、本手引きに示したポイントに加え、時々刻々と変わる国際情勢はもとより、モーリタニアや周辺国の政治・治安情勢の変化等を念頭に置き、新聞等で報道される凶悪事件、テロ事件等の状況や緊急事態（戦争、クーデター）の発生に注意を払う必要があります。この手引きがモーリタニアに居住される邦人の皆様や旅行者の方々の安全対策の一助となれば幸いです。

平成31年1月
在モーリタニア日本国大使館

第2章 防犯の手引き

1 安全対策の基本的心構え

(1) 自分と家族の安全は自分たちで守る

当地の治安事情は日本よりも悪く、治安機関の警備・捜査能力も日本とは同等とは言い難い状況にあります。何より自分と家族の安全は自分で守るという強い心構えが必要です。

(2) 「予防」が最良の危機管理

事件・事故に巻き込まれないこと、すなわち「予防こそが最良の危機管理」です。そのための努力を惜しまないようにしてください。

(3) 備えあれば憂いなし

常に最悪の事態を想定し準備を行い、万全の対策を講じた上で、警戒心を忘れずに生活することが重要です。

(4) 安全のための三原則の遵守

安全のための三原則とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」の3つです。状況に合わせ、華美な服装を避け、携行品・装飾品にも気をつける、出勤・退社・買物等の時間及び道順のパターン化を避ける、夜間の外出時には、特に警戒を強め、できるだけ不要な外出を控える、また、ケースバイケースでの対応に当たっても、常に警戒心を怠らないことが重要です。

(5)住居の安全確保

住居は生活の基盤です。その安全確保は、安全対策の中でも最優先事項となりますので、住居は慎重に選択する必要があります。

(6)現地社会にとけ込む

隣人、コミュニティ等との付き合いで個人や組織とのネットワーク作りを心がけることが大切です。平素から現地社会に溶け込み、良好な人間関係の構築に努めれば、いざという時に隣人の助けを得られる上、現地の情報を入手することもできます。

(7)精神衛生と健康管理に注意

慣れない海外での生活は、長時間の緊張を余儀なくされる場合が多く、精神面、肉體面の自己管理が必要です。早め早めに必要な健康診断を受けましょう。

2 治安情勢(最近の事件発生状況)

- (1) モーリタニアでは、2005年6月に北東部の軍駐屯地襲撃事件が発生して以来、イスラム過激派組織「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ(AQIM)」あるいはそれに関係する組織によるテロ・誘拐活動が活発化しました。しかし、2010年以降は平静を取り戻し、同年8月に南東部及び2011年2月にヌアクショット近郊で発生した自爆テロ未遂、同年12月にマリ国境地帯の検問所が襲撃され、憲兵隊員1名が拉致された事件以降、モーリタニア国内においてテロ事件は発生していません。
- (2) アブデル・アジズ大統領は、大統領就任以来、「テロとの戦い」を最重要政策の一つと位置づけて強力な治安対策を推進しており、国境地帯に軍を派遣し、主要幹線道路に数多くの検問所を設置する等の処置により、テロリストの侵入を防ぐことに成功していると言われていています。一方、2017年3月に、AQIM傘下に各テロ組織が統合された形でJNIM「イスラームとムスリムの支援団」が新たに結成されており、これまでにマ

り、ブルキナファソ及びニジェール等において、同組織によるテロが多数発生しています。また、現在、周辺国におけるテロ対策の一環として、モーリタニアを含むサヘル地域5カ国が参加するG5サヘル合同部隊が組織されており、今後の同部隊の活動状況によっては、モーリタニアにおいてもテロ等が発生する可能性は十分に考えられることから、当国においても相応の警戒が必要であり、特に軍、警察等の政府関係施設や各国大使館（特に欧米）には極力近づかないようにするほか、外国人が多く利用するホテル、レストランはテロの対象となる可能性があることに十分留意してください。

- (3) 犯罪については、都市部においては人口の集中が進み、スリ・窃盗・空き巣等が増加傾向にあるほか、強盗や強姦といった凶悪犯罪も発生しています。また、最近では、これまで見られなかった銀行強盗事件も発生しています。人混みの中では持ち物に十分注意を払いましょう。自動車に乗車中であっても、ドアをロックし、窓を閉めるようにしてください。なお、夜間の外出はできるだけ避けましょう。特に、タクシー運転手による強盗・強姦等の犯罪が多いため、タクシーの乗車（特に単乗車）は、できる限り避けてください。
- (4) また、車上狙いも増加しています。夜間の路上駐車は避けるようにしてください。

3 安全対策(防犯のための具体的注意事項)

(1)住居

- ・外国人が多く住み、比較的安全とされる地域を選択してください。
- ・通勤、通学の際には、複数のルートを確認できる地域を選択してください。
- ・付近にテロの目標となるような施設(政府・軍関係施設、欧米諸国関連施設等)がない住宅地を選択してください。

・住居周辺の道路に街灯がある住宅地を選択してください。

・具体的な住居の警備措置

－独立家屋の場合－

○家屋周りの塀は、堅牢かつ容易に侵入できない高さ(3メートル以上)があり、その上に有刺鉄線があることが望ましいです。

○玄関は容易に侵入できないよう、かんぬき等丈夫な錠を備え、内側から外の様子を確認できるのぞき穴、門扉前周辺を照らす照明設備が不可欠です。

○敷地内の駐車場および庭は不審者が潜むことができないよう、見通しをよくしておくとともに、2階や屋根に上がる助けとなる足場の有無に注意を払う必要があります。

○建物は鉄筋コンクリート造りとし、泥棒等の侵入経路となり易い窓には鉄格子をつけます。

○主寝室を避難区域として、扉等を強化し、室内に電話等の連絡手段や警報装置を設置します。

○信頼できる警備員を24時間体制で配置します。

－集合住宅の場合－

○建物全体としての出入り口の防衛がきわめて重要であり、構造的に、また、管理人・警備員等により居住者以外の者が勝手に出入りできないように管理されていることが重要です。特に夜間の警備体制を確保することが大切です。

○3階以上の階にある住居が望ましく、玄関扉にはドアスコープ、2つ以上の錠、ドアチェーンをつけた金属製の頑丈なドアを設けます。

○主寝室を避難区域として、扉等を強化し、室内に電話等連絡手段や警報装置を設置します。

(2)外出時

自宅から一歩外に出たら下記の点に細心の注意を払い、警戒を怠らないでください。

・夜間の外出・移動はできるだけ避けましょう。やむを得ない場合は必ず車で出かけ、交通量の多い明るい道路を通行し、早めに帰宅しましょう。

・タクシー運転手による強盗・レイプ事件が数多く報告されているので、夜間の単独でのタクシー利用は避けてください。また、タクシーは乗合制であるため、どうしても利用せざるを得ない場合には貸切にするか、複数で利用しましょう。

・外出時には不必要に高価なものは身につけず、また、支払の際も周囲を警戒して、人前では大金を見せないようにしましょう。

・市場へは決して一人で行かず、複数で買い物をするようにしてください。運転手等の使用人がいれば、ボディガードとして同行させましょう。

(3)生活上の注意事項

(ア)日常生活全般

派手な生活を避け、現地の習慣や価値観を考慮し、現地の人々の反感を買うような行動を慎み、できるだけ周囲の住民に溶け込むように努力してください。

(イ)訪問者に対する注意

訪問者の身元を確認してください。不審な同伴者はいないか、付近に不審者はいないかをよく確認してください。見知らぬ者は安易に敷地内に入れることは避け、業者であっても安易に信用せずしっかりと身元を確認する。顔見知りであっても見知らぬ人と一緒であったり、非常識な時間に訪問があったときは、十分注意が必要です。賊に脅されて訪問してきていることも考えられます。頼みもしない工事人などが来たときには、所属する事務所に電話し、派遣の有無を確認するといった用心が必要です。

(ウ) 使用人に対する注意

信用できる使用人を雇用できるかどうかは、安全な生活を送る鍵となります。雇用する際には身元確認を確実にしましょう。前任者からの引き継ぎ、信頼できる人からの紹介を受けることが望ましく、使用人の経歴・家庭環境・財産状況などの情報も得ておくことも重要です。

使用人には、内部の状況が筒抜けとならないように、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意などを教育します。

使用人には「隙」を見せてはいけません。貴重品や現金を放置しておくことは、出来心で盗みをさせる可能性があります。使用人のプライドを傷つけたり、恨みを買うような言動は慎むべきですが、使用人に問題があれば見過ごさずに適宜注意することは大切です。

(エ) 家族への安全教育

家族の安全は家族全員が一致協力して守るとの心がけが必要です。発生した事件の概要や教訓事項などを、配偶者はもとより子どもにも話し、安全に対する教育を徹底します。

(オ) 鍵の取扱い

鍵の取扱いには細心の注意が必要です。使用人には鍵を渡さない、鍵を紛失した場合などは錠を直ちに取り替える、錠の取り付けや鍵の複製は信頼できる業者に委託します。

(カ)長期間不在時の注意

長期不在時には、職場の同僚や友人に鍵を預け、時々住居の状況を点検してもらうようにしてください。人の出入りがあれば、住人の長期不在を確認できないようにする効果が期待できます。また、警備会社との契約があれば、不在中のパトロールの強化を依頼します。

4 交通事情と事故対策

モーリタニアでは、交通ルールを守らずに運転しているドライバーが多く、また、道路では物売りや物乞いがたむろし、自動車が突然車線変更をしたり、不規則に停車したり、歩道に突っ込んできたりすることも多々あります。道路を歩くときや横断するときには、四方に気を配り、十分注意する必要があります。

(1)車の選択, 日常点検・整備

車の選択は目立つ色は避け、当地で修理や整備が容易にできる車がよいでしょう。

車は、エンジンオイルなどの定期的な整備はもちろんのこと、異常があれば速やかに整備して良好なコンディションを保つことが大切です。特にモーリタニアは砂埃も多く、気温も高いため、綿密なメンテナンスが必要となります。車の点検・修理は信頼のできる修理屋に依頼するべきです。なお、不測の事態に備え燃料はタンクが半分くらいになったら給油する習慣をつけましょう。

(2)車での移動

治安機関による検問が行われており、必要書類の提示が求められるので、免許証、保険加入証、車両登録証、身分証明証は必ず携行してください。

(ア)ドアは常にロックし窓を閉めておくこと。

- (イ) 駐車中は車内に貴重品を放置しないこと。
- (ウ) 買い物した商品等は、外部から見えない場所にしまうこと。
- (エ) 乗降時に周囲に不審な人物がいないか注意し、異常を感じたら乗り降りしないこと。
- (オ) 帰宅時、周囲の安全を確認した上で駐車場に入れるようにすること。
- (カ) 乗合タクシーは合図も出さずに発進、停車、車線変更をするので、車間距離を十分取ること。
- (キ) 信号無視、側道からの飛び出しが頻繁にあることを念頭に置くこと。
- (ク) 運転手を雇用する場合、日頃から十分な安全運転教育を行うとともに、運転手自身がボディーガードでもあることの自覚を持たせること。

(3) 交通事故を起こした場合の措置

人身事故、物損事故に拘わらず直ちに自動車を止め、警察官を呼びます。実況検分が終了するまで自動車を動かしてはいけません。相手当事者には不用意な発言は控え、免許証、自動車保険証、自動車登録証等書類を用意しておきます。警察の実況検分が終了すると、当日または翌日に警察署において調書が作成されますが、作成内容に納得のいかない場合は署名をしてはいけません。気持ちが動揺していたり、言葉に自信がなかったりする場合は、知人の応援を求めましょう。

5 テロ・誘拐対策

現在までのところ、日本人や日本権益を標的にしたテロや誘拐についての特段の脅威はありませんが、日本人が標的となる可能性を考慮に入れ、注意することが必要です。巻き添えを防ぐためにも、自分の行動範囲にテロ対象となり得る建物(政府・

軍関係施設、欧米関連施設等)がないかどうか把握しておき、安易に近づかないことが大切です。デモ、集会など行われる際には、巻き添えを防ぐため、見物は避け、近づかないようにしましょう。

(1)近年の事件発生状況

2009年11月29日、ヌアディブからヌアクショットへ向かう幹線道路を移動中であつたスペイン人NGO団体の車列のうちの1台が武装勢力に襲撃され、女性1名を含む3名のスペイン人が誘拐される事件が発生しました。また、同年12月18日には、南部コベンニ(マリ国境より約10km地点)で、ミニバスで移動中であつたイタリア人夫妻誘拐事件が発生しました。両事件ともAQIMから犯行声明が出されています。また、2011年12月に、南東部のマリ国境にある検問所が襲撃され、憲兵隊員1名が拉致される事件が発生しました。一方で、2010年以降、外国人を標的とした誘拐事件は発生していません。

(2)誘拐対策

犯人は周到な計画のもとに犯行を敢行します。対象者の選定・下見等は数週間から数か月かけ入念に行われます。常に誘拐の対象となる可能性を認識し、住居・職場・外出先で警戒を怠らない、行動を予知させない、間違い電話・尾行・監視等、準備活動の兆候を見逃さない、夜間の移動は避けるよう努めてください。

6 緊急連絡先(国番号222)

(1)在モーリタニア日本国大使館

電話：4525-0977

FAX：4525-0976

開館時間外緊急用電話番号：4600-1717

週休日：土曜日及び日曜日

開館時間

(月曜日～木曜日) 8:00～12:30 13:45～18:00

(金曜日)	8:00~11:45	
領事窓口取扱時間		
(月曜日~木曜日)	8:30~12:30	13:45~17:00
(金曜日)	8:30~11:30	

(2) 医師・病院

Docter Melhem HANNA	電話: 4644-5956
Docter Fabinne CHERIF	電話: 4525-1571
Clinique Chiva	電話: 4525-8080
Clinique Kissi	電話: 4529-2727, 2260-1135

(3) 警察 117

(4) 憲兵隊 116

(5) 消防・救急車 118

(6) フランス語による緊急連絡用語

(ア) 自宅に強盗(泥棒)が入ったとき

「強盗(泥棒)に襲われました」

On m'a cambriolé !(オン マ カンブリヨレ)

(イ) 路上で強盗被害にあったとき

「強盗に遭いました」

On m'a agressé !(オン マ アグレッセ)

「すぐに来てください」

Venez tout de suite, s' il vous plait.(ヴネ トウ ドウ スイット シルヴプレ)

「私は〇〇にいます」

Je suis à 〇〇.(ジュ スィ ア 〇〇)

(ウ)交通事故にあったとき

「交通事故を〇〇(〇〇の近く)で起こしました」

J' ai eu un accident de voiture à 〇〇. (prés de 〇〇)

(ジェ ユ アンナクシドン ドウ ヴワチュー ア 〇〇(プレ ドウ 〇〇))

「私は怪我をしています」

Je suis blessé(e)(ジュ スィ ブレッセ)

(エ)その他

「助けて！」

Au secours !(オ スクール)

「泥棒！」

Au voleur !(オ ヴォラー)

「火事だ！」

Au feu !(オ フー)

第3章 在留邦人用緊急事態マニュアル

緊急事態（内乱，クーデター，暴動等）発生の際には，当大使館としても全力でその対応に当たりますが，各自が安全対策に万全を期することが必要です。そこで当大使館では，緊急事態に際し，在留邦人の方々が的確，迅速に対応できるよう，以下の通り平素の心構えと必要な準備，緊急時の行動についての要点をまとめました。在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に，緊急時には落ち着いて対処できるよう心がけてください。

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

(ア) 在留邦人の方は必ず在留届を提出していただくよう願います。また，記載事項に変更が生じた場合や帰国の際にもご連絡ください。

在留届は在留届電子届出システム（ORRネット、<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）による届出をお勧めします。

(イ) 当大使館では在留届に基づき必要な連絡をしますので，引越や転勤等で連絡先が変わった場合には速やかに当大使館領事担当にご連絡ください。

(ウ) 家族・知人が短期滞在（3か月未満）で訪れる場合には、「たびレジ」（たびレジのHP（<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>））をご活用していただくよう願います。緊急事態の発生時等に，大使館からの連絡メールのサービスが受けられます。

(エ) 緊急事態発生に備え，家族間，企業内での緊急連絡方法につき予め決めておいてください。また，お互いの所在を平素より明確にするようにしてください。

(オ) 緊急事態発生の際には，当大使館より情報を提供するとともに，必要な指示を行います。

2 緊急時の行動等

(1) 緊急時の行動

外出時に緊急事態が発生した場合は、速やかに自宅に戻る、或いは知人宅や近くのホテル等に避難して、周囲の状況を確認してから移動するなど、落ち着いて行動してください。

(2)各種情報の収集

当大使館では緊急時に、在留届にある連絡先を通じて危険情報等を提供します。また、NHK ワールド・ラジオ放送においても海外安全情報が随時提供されます。NHK ワールド・ラジオ放送の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

(NHK ワールド・ラジオ放送:)

[http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/ |](http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/)

なお、自宅周辺の状況等、在留邦人の方が得た情報を、できる限りの範囲内で大使館あてに連絡するようお願いします。

(3)緊急避難場所

在留邦人の緊急避難場所として、状況に応じて大使館、または大使公邸を予定しています。所在地の確認をよろしく願います(大使館に架電もしくはメールでお問い合わせください)。

(4)国外退避

(ア)内乱等の発生により、邦人の生命、身体に危険が生じるおそれがあり、必要と判断した場合には「退避勧告」等の危険情報を発出します。

(イ) 大使館が国外退避オペレーションを行う場合、航空便(商業便)を優先しますが、状況に応じてチャーター航空便、或いは陸路、海路によることも想定されます。可能な限り商業便が運行しているうちに退避することをおすすめします。

(ウ)集合場所に集まる場合は、当大使館が可能な限り援護しますが、基本的には自力で来るようお願いします。その際の携行荷物は必要最小限にしてください。

(5)非常食等の確保

旅券, 現金, 貴重品等, 最低限必要なものは, いつでも持ち出せるよう準備してください。また, 緊急時には一定期間自宅待機をお願いすることもありますので, 非常用食料, 飲料水, 医薬品, 燃料等を最低限(10日分程度)準備しておいてください。

第4章 おわりに

「安全・健康・教育」の3点は、在留邦人の三大関心事といわれています。家族構成によってもその優先順位は異なると思いますが、単身者でも家族同伴者でも共通して関心を持っていただきたいのは、「安全」です。「安全確保」のためには、皆さん自身の努力と、毎日の多少の手間を惜しまないことが大切です。今後この手引きの内容を充実させ、かつ最新のものとしていくために、在留邦人の皆様からの安全に関する情報提供をお待ちしております。どんな小さなことでも、犯罪被害に遭いそうになった事例、交通事故に遭遇した体験談などは、今後のために貴重な情報となりますので、是非お知らせください。

(了)